

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和3年7月30日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 坂上 伶
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-177ア(南森町6F) TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

退職所得課税の見直し

令和3年度税制改正により退職金に係る所得税課税の見直しがされました。平成24年度にも一度見直しが行われ、その際には勤続年数5年以下の法人の役員等の退職所得について2分の1課税を行わないこととされました。今回の改正では法人の役員等以外についても勤続年数が5年以下の者については2分の1課税の対象としないものとし、これにより退職金を利用した租税回避の防止を図っています。今回はこの見直しについてご紹介いたします。

1. 見直しの趣旨と退職所得金額の計算

退職金の課税に当たっては、累進税率の適用を緩和し、税負担の平準化を図る観点から、退職手当金等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1を課税対象とする、いわゆる「2分の1課税」の措置が講じられています。しかし、同族関係者や高額給与所得者が役員にならず従業員として給与の受け取りを繰り延べ、その差額を高額な退職金受取りにより税負担を回避するといった事例があったため、短期退職手当等[※]に係る退職所得金額の計算が見直されました。

短期退職手当等に係る退職所得の金額の計算については以下の区分に応じ、300万円以下の部分は1/2となりますが、300万円超の部分は全額課税されます。

①退職手当等の収入金額－退職所得控除額 ≤ 300万円の場合

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職手当金等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

②①以外(300万円超)の場合

$$\text{退職所得の金額} = 150\text{万円} + \{ \text{退職手当金等の収入金額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額}) \}$$

※退職手当等のうち、退職手当等の支払をする者から短期勤続年数(勤続年数が5年以下であるもの)に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないもの

2. 重複する退職手当等がある場合の退職所得金額の計算

退職金には、一般退職手当等(退職手当等のうち、短期退職手当等及び特定役員退職手当等のいずれにも該当しないもの)、短期退職手当等、特定役員退職手当等(退職手当等のうち、役員等としての勤続年数が5年以下である者が、退職手当等の支払者からその役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもの)があります。これらの内複数の退職手当金等を受け取った場合の退職所得控除額の計算は、特定役員等退職所得控除額、短期退職所得控除額、一般退職所得控除額の順番で行います。この順番で計算を行った場合が退職所得控除額が大きくなり納税者有利となるためです。また、短期退職所得控除額を計算する際には、短期退職手当金等の収入金額から短期退職所得控除額を控除した残額が300万円以下か300万円超かにより短期退職手当金等部分に係る短期退職所得の計算方法が異なります。今回の改正は高額な報酬を退職手当金等の名目を借りた支給実態に対しての課税の強化であり、それ以外の場合には近年の雇用の流動化等に配慮して2分の1課税を継続して適用できるようにするためです。以下に退職手当等を複数種類受け取った場合の計算方法について一例を記載します。なお、勤続年数を計算する際、その計算した期間に1年未満の端数が生じたときは、これを1年として勤続年数を計算します。

①その年中に一般退職手当等と短期退職手当等がある場合

イ 短期退職手当等の収入金額－短期退職所得控除額 ≤ 300万円の場合

$$\begin{aligned} \text{退職所得の金額} &= (\text{短期退職手当金等の収入金額} - \text{短期退職所得控除額}^{\text{※}}) \times 1/2 \\ &+ (\text{一般退職手当等の収入金額} - \text{一般退職所得控除額}) \times 1/2 \end{aligned}$$

$$\text{※短期退職所得控除額} = 40\text{万円} \times (\text{短期勤続年数} - \text{重複勤続年数}) + 20\text{万円} \times \text{重複勤続年数}$$

ロ イ以外(短期退職所得が300万円超)の場合

$$\begin{aligned} \text{退職所得の金額} &= 150\text{万円} + \{ \text{短期退職手当金等の収入金額} - (300\text{万円} + \text{短期退職所得控除額}) \} \\ &+ (\text{一般退職手当等の収入金額} - \text{一般退職所得控除額}) \times 1/2 \end{aligned}$$

3. 適用関係

これらの改正は、令和4年分以後の所得税について適用し、令和3年分以前の所得税については従前どおりとされています。

4. まとめ

同族法人の役員として退職金を受け取る場合には従前通り1/2課税が適用されません。なお、同族法人の従業員として退職金を受け取る場合についても、勤続年数が5年以下であると退職所得の計算方法が令和4年から変更され、増税となります。退職金の受取り方についてご懸念がある方は、ご遠慮なく弊社スタッフへご相談ください。